

**車両移動の制限等について**  
**(新型コロナウイルス関連・注意喚起、成田便関連)**

- ウズベキスタン政府の新型コロナウイルス対策特別テレグラムチャンネルは3月28日深夜、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止にかかる措置策定特別共和国委員会が、3月30日6時から4月20日0時1分までの間、州間、タシケント市、ヌクス市、各州の州都内における車両移動は、国家サービスセンターにより付与された特別許可証（ステッカー）に基づく場合のみ許可する旨、決定したことを発表しました。
- 本措置に基づき、各地域における移動手段がより限定されることに伴い、買い物等への支障が懸念されます。当地に滞在中の方におかれましては、備蓄状況等を見直すとともに、現時点での追加購入の必要性をご検討ください。
- 本発表を受け、当館とウズベキスタン政府との間で、4月2日予定のタシケント発成田行特別便に搭乗予定の方々のチケット購入方法並びに当日の空港への移動に関する支援について協議いたしました。概要は以下になりますので参照願います。更なる詳細については搭乗希望を登録された方に対し追ってご連絡差し上げます。
- 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルス対策として、連日、規制が強化されつつあります。新たな情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、当地に滞在中の方におかれましては、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 発表内容は以下のとおりです。

- (1) ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止にかかる措置策定特別共和国委員会決定により、2020年3月30日6時から4月20日0時1分まで、州間、タシケント市、ヌクス市、各州の州都内においての車両移動は、国家サービスセンターにより付与された特別許可証（ステッカー）に基づく場合にのみ許可することとする。
- (2) 下記の車両は、特別許可証を所持している場合に走行が許可される
  - ア 食料品、医薬品産業に携わる組織・会社の車両、並びに右の組織・会社の従業員の私用車
  - イ 衛生用品（新型コロナウイルスの予防及び消毒用品）の生産者及びその小売業者の車両
  - ウ タシケント州ユコリ・チルチック及びザンギアタ地区、タシケント市アルマザール、チランザール、ヤシュナバッド地区において建設されている病院及び道路の土木作業に関連する車両
- (3) 下記の車両は、特別許可証を必要とせず走行が許可される
  - ア ウズベキスタン外務省職員、諸外国の外交団・国際機関職員、並びにウズベキスタン外務省の招聘により当地で活動する国際機関の代表団員の車両
  - イ 公共サービス（ガス、電気、暖房、冷水、下水など）に関連する車両。
  - ウ 通信サービス及びウズベキスタン郵便局による郵便配達に関連する車両
  - エ 商業銀行に関連する車両
  - オ 医療関係車両
  - カ 法執行機関に関連する車両

- キ 農産物配送に関連する車両
- ク 大臣、次官（右より高位の職位）及び右に相当する者の車両
- ケ 州知事及び副知事、市長及び副市長、地区長及び副地区長の車両
- コ 乗客を乗せず、もっぱら宅配サービス実施のためのタクシー車両（なお登録された行政区域内に限る）
- サ 宅配サービス（ケータリング）に関連する車両
- シ けが、命にかかわる等の状況により医療機関へ走行する車両
- ス 葬式に関連する車両
- セ 交通パトロールに先導される車両。

2 本措置に基づいて、3月30日以降、各地域における移動手段がより限定されることに伴い、食料品の買い物等にも支障が出るのが懸念されます。当地に滞在中の方におかれましては、食料品をはじめとする備蓄品の状況等を見直すとともに、現時点での追加購入の必要性について、よくご検討ください。

3 なお、本発表を受けて当館とウズベキスタン政府との間で、4月2日予定のタシケント発成田行特別便に搭乗予定の方々のチケット購入方法並びに当日の空港への移動について以下のとおり協議いたしましたのでお知らせいたします。

#### （1）チケット購入方法

本29日中に当館より搭乗希望者全員にオンライン購入の申し込みのためのアドレスの案内を送付しますのでオンライン購入を希望される方は、できる限り本日中に、当該アドレスにパスポートのコピー（電子データ）とともにメールを送付願います。明日30日午前10時以降、ウズベキスタン航空担当者より個々のメール送付者へ、クレジットカード決済のためのサイトを通知するために返信がなされるので、当該サイトを通じ購入願います。

なお、オンライン購入によってチケットの購入が困難な場合においては、別途、翌31日にウズベキスタン航空チケットオフィスにて購入ができますが、同オフィスまでの移動手段については、別途当館までご相談願います。

#### （2）当日の空港までの行き方

原則上記1（3）（ア）に該当する車両（所謂緑色のナンバープレート）をお持ちの方々を除いて、現在、ウズベキスタン政府が空港までに必要な移動用の車両（バスも含む）を用意することを検討中です。ついては、各団体、企業、大学等の別に宿泊先などの集合場所及び時間等について、当館から改めて照会させていただきます。その上で、ウズベキスタン政府側との調整を経て、具体的な移動の方法について別途ご連絡を差し上げる予定です。なお、個人旅行や所属団体等のない方におかれては、当館からも別途ご連絡を試みる予定ですが、同時並行的にそれぞれの方からも当館へのご連絡・ご相談をお願いします。

4 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルス対策として、連日、規制が強化されつつあります。新たな情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、当地に滞在中の方におかれましては、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903